

第 1 0 2 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 6 年 4 月 1 5 日（月）午前 9 時 3 0 分から 9 時 5 0 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （1 4 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 9 番 岡村 淳史
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （0 人）

5 出席農地利用最適化推進委員 （15 人 うち途中出席 1 人）

6 欠席農地利用最適化推進委員 （5 人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

そ の 他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 辻田 建一

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村竜太郎

議長	それでは、只今より第 102 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議事項は、議案 3 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、なお、今回は農地利用最適化推進委員の皆様にも出席して頂いております。本日の出席推進委員は 14 名でございます。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 4 番沖村委員と、5 番角井委員によりしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、周防大島町久賀●●●●、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字角田、地番●●●●、地目畑、面積 1, 288 m²他 1 筆合計 2, 394 m²です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在 35, 989.83 m²、取得後は 38, 383.83 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 10 ページをご覧ください。本事案については、農地の管理が困難になったため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模の拡大を考えていた譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の 6 番小柳委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
6 番	先日松田推進委員と一緒に現地を見て回りました。現状としてはちゃんと管理がされている状態で譲受人に話を伺ったところ以前から管理を頼まれてたので正式に譲り受けるということになったそうです。ここの園地の周辺もす

でに大規模に経営されているので園地の集積という意味でも問題ないと思います。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町西安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町西安下庄●●●●、申請地、大字西安下庄、字小田、地番●●●●、地目畑、面積1,183 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在6,814 m²、取得後は7,997 m²です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、10ページから14ページをご覧ください。本事案については、農地の管理が困難になったため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、経営規模の拡大を考えていた譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の11番東谷委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

11番

補足説明をさせていただきます。4月10日に國次、安本、両推進委員の3人で現地調査を行っております。現地調査をする前に3人で地域の状況なり

色々話し合ってから現地を見に行っています。譲受人は色々活動してこられた方で14ページにもあります通りの耕作管理しております。その中で13ページに地図が載っておりますけれどもオレンジロードのすぐそばでありまして赤い色を塗られたのがオレンジロードでありますけどその上に川沿いの道を軽トラックが入って行けるような道が整備されております。その上の段を今回売買で購入しているところであります。その下の●●さんの園地はすでに譲受人が借り受けられて現在耕作されています。したがってこの耕作地の隣接されている土地を購入されたということです。これは平坦に見えますけど石崖がありまして五段くらいの石崖になっています。そういった場所的にも非常に利便性の高い園地でありまして現在譲受人は地区で中心的な営農をしておられます。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5 番 営農計画の部分の作目及び利用計画の所で空いたスペースに新たに植樹や古い木を植え替えすると書いてあるんですけど、余計なお世話かもしれないんですが品種は統一した方が作業性はよくなりますのであまり色んなものを植えて試験場にしないことをお勧めしていただければと思います。

議長 これは東谷委員ないしは関係機関全員がちょっと譲受人に対しての指導を留意するということぐらいでお願いできたらと思います。他に何かご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町東三蒲●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字東三蒲、字東後、地番●●●●、地目田、面積819㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は819㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、14ページから17ページをご覧ください。

本事案については、遠方に居住しており、農地の管理が困難なため親戚に譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の9番岡村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

9番 先日推進委員さんと現地確認と、ご本人とお会いできたので話をしてきましたがもう二十何年譲受人が畑を作って現状ちゃんと管理をされているし特に問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局 次回総会開催日は5月15日(水)午前9時30分から、久賀公民館2階大会議室を予定しております。議案送付は5月2日(木)までを予定しております。

議長 では、以上をもちまして第102回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和6年4月15日開催の第102回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 5 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____